

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	峯 恭子
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>米国における多文化音楽教育の受容と展開に関する研究 -多文化音楽教育論と多文化音楽教育教材の検討を通して-</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教授 三 村 真 弓 審査委員 教授 池 野 範 男 審査委員 教授 古 賀 一 博</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、1960年代後半以降の米国における多文化音楽教育の理念と指導法の間にある乖離の実態から、米国における多文化音楽教育の特徴及び意義と課題を明らかにすることを目的としている。</p> <p>本論文は、序章及び第Ⅰ部から第Ⅲ部、そして結章で構成される。序章では、本研究の背景及び位置づけ、目的、方法について述べている。</p> <p>第Ⅰ部では、1960年代後半から1980年代前半までのWorld Musicへの関心の高まりに着目し、音楽教育において非西洋音楽や米国の多様な民族の音楽が導入され始めたことについて論じている。当時、インナーシティにおける音楽教育に関して関心が寄せられたことや、非西洋音楽を社会全体が共有すべき文化の1つとして認識してきた点を指摘し、多様な音楽の共通性や相違性を学習すること、また多種多様な音楽を肯定し自分自身で価値判断ができる能力の育成が目指されたことを明らかにしている。また、それらの音楽の学習の目的が、音楽の諸要素の学習を通して多様な音楽や文化が存在することを認識することであった点を、当時の多文化音楽教育の特徴として指摘している。</p> <p>第Ⅱ部では、1980年代中期から1990年代中期までの多文化音楽教育発展の過程を、文化理解の側面が強調されてきた点から明らかにしている。当時の特徴として、文化理解及び社会的機能の側面からWorld Musicの学習を行おうとしている点や、世界の様々な音楽が同等なものであるという認識が高まった点、音楽教育のすべてのレベルにおいてWorld Musicの学習を導入する重要性が提示された点を指摘している。さらに、当時の多文化音楽教育が、多文化教育の目的の1つである差別や偏見の打破を目指して多文化音楽教育としてどのようにそれを実現するかということよりも、「多文化の音楽」が「World Music」として広範囲に捉えられたことによって、教材の多様化とそれらの導入を試みる新たな方法論として捉えられ、音楽と文化の関係を理解することが多文化的な学習であると考えられていたと結論付けている。</p> <p>第Ⅲ部では、1990年代後半から現在までの多文化音楽教育の拡大を追い、多文化の音楽を導入した音楽学習を実践レベルで可能にするための手段が多岐に渡っていることや、多文化音楽教育の理念だけではなく、学習アプローチの側面に関心が向けられていることに関して論じている。そのなかで、これまで音楽や文化的背景の知識・理解に重点が置か</p>			

れがちであった多文化音楽教育の学習から、音楽経験を通じた、多文化社会に対応できる態度の育成へとその目的が変容していることを1995年以降の特徴として指摘している。

以上を踏まえて、結章では米国の多文化音楽教育の特徴及び意義と課題について論じている。まず、米国における多文化音楽教育の理論と実践の乖離の原因として、①「多文化の音楽」という用語が、文化的マイノリティとされる人々の音楽に限定されず、より幅広い音楽を指していることから、このような音楽を扱う際に音楽の諸要素の学習に重点を置くのか、それとも文化や歴史の学習に重点を置くのか、その目的を明確にすることが容易ではなかったこと、②差別や偏見に対する問題解決を行う学習を重視した場合、音楽を手段として学習する多文化教育として成立してしまう可能性があることから、多文化音楽教育において、音楽の諸要素の学習を完全に切り離すことができなかった点を指摘している。さらに、今日の多文化音楽教育の特徴として、①学習の目的が、音楽の文化的背景の理解から音楽経験を通じた多文化社会に対応できる態度の育成へと変化したこと、②多文化音楽教育とWorld Musicの学習は完全に切り離すことができない存在であり、今日の多文化音楽教育は、多文化教育と音楽教育のハイブリッドとしての方向性を有していること。また、このハイブリッドの状態が今日の多文化音楽教育にとって最善の状態であり、同時に限界であることを指摘している。

以上の特徴から、米国における多文化音楽教育の意義を、①知的理解ではなく経験を通じた態度の育成をねらいとしていることから、これまでの自分自身の態度を変えていくという意味で直接的に多文化教育にも寄与できること、②文化が創りだされた過程や変化を体験する多文化的な音楽経験が、これまでの価値観とは異なる枠組みで音楽に接することができる態度を育成することであると結論付けている。

本論文は以下の点において高く評価できる。

第1に、多文化音楽教育の理念と実態の乖離という視点から俯瞰的な立場で考察し論考を展開している点である。これまでの多文化音楽教育は、音楽教育的側面や多文化教育の側面の、それぞれ一方からの視点で研究が進められてきた。そのため、一方の視点からその限界性や問題点が指摘されてきた。しかし、その両側面から多文化音楽教育を改めて捉え直し、多文化音楽教育論と実際の指導法の2側面から論じることによって、客観的な立場から多文化音楽教育を検討するというのは本論文独自の着眼点であると言える。

第2に、多文化音楽教育を展開する際の新たな視点を示している点である。上記を踏まえて、多様な音楽経験によって他者の心情を体感することにより、異なる文化を受容する寛容性という意味での態度の育成という点において多文化教育の目的に寄与しつつも、様々な音楽の学習を通して音楽そのものの本質的な理解も行おうとする音楽教育としての役割も同様に担っているハイブリッドの状態であると結論付けたことは、音楽教育学研究において多文化音楽教育を現実的に実現するための新たな視点を示したという点において評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成27年2月12日